

2022/02/15

裁決内容

裁決番号 令和3年度裁決第14号

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

審査請求人代理人

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

処分庁 ○○保健福祉事務所長

審査請求人が令和3年5月20日に提起した処分庁が令和3年3月10日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 ○○年○○月○○日、審査請求人が処分庁に対して生活保護を申請し、同日付で生活保護が開始された。
- 2 ○○年○○月○○日、審査請求人は、審査請求人の兄が運転する車に同乗中に交通事故に遭い、怪我を負った。
- 3 ○○年○○月○○日、審査請求人の後遺障害の認定がされた。
- 4 ○○年○○月○○日、自動車損害賠償責任保険から、審査請求人が依頼した弁護士

の預かり口座に後遺障害保険金〇〇円の入金があった。

5 ○〇年〇〇月〇〇日、審査請求人と交通事故の加害者との間で和解が成立した。

6 ○〇年〇〇月〇〇日、交通事故の加害者の加入していた任意保険会社から、審査請求人が依頼した弁護士の預かり口座に和解金〇〇円の入金があった。

7 令和3年3月10日、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。

8 令和3年5月20日、審査請求人は、本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分の取り消しを求めており、その理由として次のとおり主張している。

(1) 資力の発生時点は、「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知1」という。)において、「損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として」とされており、本件の場合は、和解が成立した〇〇年〇〇月〇〇日がその時点に当たるため、処分庁による資力発生時点の判断は誤っている。

(2) 返還額の決定にあたっては、自立を助長することも目的としている生活保護制度の趣旨からすれば、保護の実施機関は自立控除を考慮すべき義務を負っているが、処分庁は、審査請求人の生活状況や将来の自立助長を考慮せずに返還額の決定を行っている。

2 処分庁の主張

処分庁は、「本件審査請求の一部を認容する」との裁決を求めており、その理由は以下のとおり。

(1) 課長通知1によれば、法63条にいう資力の発生時点は加害行為発生時点となり自動車事故の場合は、事故発生時点となるとされている。

よって、〇〇年〇〇月〇〇日を資力の発生時点とした本件処分は妥当である。

(2) 本件処分において、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知2」という。)に基づき、介護扶助の住宅改修費の限度額分を返還額より控除しており、また、通院費、後遺障害診断料は全額を返還額より控除している。

しかしながら、本件処分において控除していない老朽化した浴槽の修繕も、住宅扶助のうち住宅維持費の対象と認められるため、課長通知2の1 (1) ②に基づき限度額の範囲内(全額)を控除額と認めた。

また、保険金収入について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知、以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）に基づき8,000円を超える額を収入認定すべきところ、全額を収入として認定していたため、8,000円を控除額に追加したい。

第3 裁決の理由

1 本件における法令等の規定について

（1）法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

（2）課長通知1の2では、「返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと」とした上で、自動車事故の場合は、「自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点」を、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点としている。

（3）課長通知2の1（1）では、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、原則全額を返還対象とした上で、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に控除して差し支えない範囲の額として、「②家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）」と規定している。

（4）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知3」という。）第7の問14の答では、「重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差し支えない」としている。

（5）次官通知第8の3（2）エ（イ）では、「保険金その他の臨時的収入については、その額が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定している。

2 本件処分の違法性等の有無について

（1）資力の発生時点について

処分庁は、本件処分に係る資力の発生時点を、事故が発生した時点としており、返還対象は、傷害に係る保険金（慰謝料を含む。）及び後遺障害に係る保険金である。

自動車事故の場合の損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点については、課長通知1の2（2）において、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により保険金が支払われることが確実であるため、事故発生時点が資力の発生時点とされている。

しかし、傷害に係る保険金のうち慰謝料については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるものであり、本件においては事故発生時点から相手方の加入していた任意保険会社との和解までに長期間を要していることを考慮すれば、事故発生時点を、損害賠償請求権が客観的に確実性を有していたと判断することはできない。また、後遺障害に係る保険金については、少なくとも症状が固定したとされる時点に至るまでは後遺障害の存在を認定することができことから、事故発生時点を、損害賠償請求権が客観的に確実性を有していたと判断することはできない。

よって、処分庁は、傷害に係る保険金のうち慰謝料及び後遺障害に係る保険金に關し、損害賠償請求権が客観的に確実性を有していた時点を判断しなければならないところ、この判断を欠いている。

以上のことから、本件処分は、資力の発生時点の判断に關し、考慮すべき事情を十分に考慮しなかった瑕疵があり、社会通念上著しく妥当性を欠くものであったと認められ、違法である。

（2）返還対象額について

返還対象額について、課長通知2の1（1）によれば原則全額を返還対象とすることとなるが、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、課長通知2の1（1）①～⑥に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされている。

課長通知2の1（1）②は、家屋補修、生業等の一時的な経費であって保護申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する額を控除対象としている。本件処分に当たっては、処分庁は、玄関等の工事費を、介護扶助における住宅改修費に当たると判断し、基準限度額分を返還額から控除している。

しかし、入浴設備に係る工事費については、課長通知3第7の問14の答にあるとおり、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴方法がないと認められる場合は、住宅扶助における住宅維持費の支給対象として取り扱って差し支えないとされており、支給対象となれば返還額からの控除も可能なところ、処分庁はこの判断を欠いている。

また、次官通知第8の3（2）エ（イ）にあるとおり、保険金収入については世帯合算額8,000円を超える額を収入として認定することとされており、法第63条に基づく返還金においても同様に認定するべきだったところ、処分庁はこの8,000円の認定除外を行わずに返還額を決定している。

以上のことから、本件処分には、返還対象となる金額の決定に関しても、違法な点があり、この点からも取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年2月15日

審査庁 群馬県知事 山本 一太

裁決 認容